

第3回地方独立行政法人愛知県美術館機構評価委員会会議録

1 日時

令和7年10月21日（火）午前10時から正午まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎 8階 802会議室

3 出席者

委員 5名

説明のために出席した者 5名

4 傍聴者

0名

5 議題

中期目標案に関する意見について

6 議事概要

- (1) 中期目標案に関する意見について
中期目標案に関する意見を決定した。

【質疑】

(1) 中期目標案に関する意見

○ 委員

本日の議題は「中期目標案に関する意見」についてです。なお、評価委員会の意見については、本日の委員会で決定したいと考えております。

それでは、資料について事務局から御説明をお願いいたします。

○ 事務局

(資料1及び3により説明)

○ 委員

ありがとうございました。まず第2の美術館運営の部分について御説明をいただきました。前回までの委員の御意見、御指摘などを踏まえて対応いただいております。今の説明に対して御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○ 委員

資料2の1ページ目の「(美術館の設置・運営)」の3行目後半部分に「欲求に答えていくことを目指し」とあります。「答える」という漢字だと設問に対して一つの回答をするというイメージがあるので、「応答」の「応」の方が良いと思います。7ページ目の(9)の2行目は「利用者の期待に応える」となっていますので、他にも「答」があれば「応」に変えた方が良いと思います。

○ 事務局

「答」については、「応」に修正したいと思います。

○ 委員

資料2の4ページ、5ページを見ると、文末が「図るものとする。」や「取り組むものとする。」となっていますが、第3では「運用する。」や「図る。」で文末が終わっているため、どちらかに統一された方が良いと思います。

○ 委員

どちらかに表現を統一した方が良いと思います。事務局の方で表現を精査していただくと思います。

○ 委員

第2の1に作品の管理に関して、作品を受け入れ、保存し、研究する他に、作品を入れ替えることについては記載がありません。県直営の施設から地方独立行政法人になることで、収集した作品を、別の作品と入れ替えることがあるのでしょうか。日本の美術館と欧米の美術館の大きな違いの一つとして、欧米の美術館では、作品のコレクションを時代に合わせて入れ替えていく権限、コレクションの質や内容を変化させていく権限を美術館が持っていることがあります。考え方によっては、最終的には作品収集に関する予算やスタッフの方々の研究業務などに間接的に関わるといったので、状況を教えてくださいたいと思います。

○ 委員

所蔵作品が増えて保管施設の管理コストなども増えてきていると思います。作品を入れ替えることが難しい経緯はあると思いますが、現状もしくは方向性についてコメントできることがあればお願いします。

○ 事務局

委員がおっしゃるとおり、欧米やその他海外の美術館、日本の美術館でもわずかにそうしたケースがあります。組織が変わることによってコレクション作品が入れ替わるといいうケースもありますが、今回の法人化に関しては、作品等の入れ替えは全く考えておりません。収集等は続けますが、現在の運営方法が同様に法人に引き継がれるものと思っています。これからの収集に関しても、現状を維持し、当面は、法人化に伴い、今までより機動力を上げて運営する部分がある一方で、今までどおりの運用をするものもあると考えています。

○ 委員

今の御指摘は非常に重要な御指摘だと思います。所蔵している作品を売却するという事は、かなりセンシティブな問題を含みます。

一つは、寄贈作品を売却すると、寄贈者の御意思を無視することになるので、場合によっては寄贈者との間でトラブルになりかねません。

もう一つは、購入したものについては、その都度収集委員会を設けて審議をした上で購入しているため、それを売却するとなると、そこに対する説明も必要です。

さらに、もう一つの問題は、プライベートの美術館を除く欧米の公立美術館で、例えば何十万点という膨大な作品を所蔵している場合には、それをある程度整理することは行われますが、日本の美術館の場合は、そこまでの収蔵数があるわけではないので、現段階でそのことを考えるのは尚早という印象を持ちます。収蔵庫は当然限界があります

し、ゆくゆくは考えていかなければいけない問題だとも思っています。ただ、地方独立行政法人化の段階では少し早いと思います。

それからもう一つ、杞憂かもしれませんが、予算が足りなくなったときに、作品を売却して賄えば良いという話が出た場合に、様々な圧力が出てくる危険性もあるので、現状はあえて記載しない方が良いのではないかと思います。

○ 委員

今回は地方独立行政法人化の初期段階なので、この段階でそういった方針を打ち出すのは難しいとは思いますが、日本全体の美術館の問題でもあると思いますので、引き続き国も含めて議論が進んでいくと思います。

○ 委員

今の御指摘を受けて思ったのですが、今回の地方独立行政法人化で財産は全て県から法人に移るという理解でよろしいでしょうか。

○ 事務局

県の所蔵作品は、地方独立行政法人へ無償譲渡することを考えています。

陶磁美術館の土地、建物は出資します。ただし、売却できないような制度を作り、制限をかけたいと考えています。

○ 委員

譲渡に際して、制限がかかるということですね。

○ 事務局

これまで県として所蔵作品を売ったことは一度もないですし、県 100%出資の法人のため、こうした基本的な制度設計を変えるつもりはありません。収蔵スペースが不足することについては、県として共同収蔵庫を別に建てる予定であることを、本年7月に記者発表させていただいており、何らかの対応をしていきたいと考えております。

○ 委員

収蔵庫の管理コストや整備コストは、増えていきますので、美術館の果たす役割は重要になると思います。

今回は売却、入れ替えまでは言及しないとしてよろしいでしょうか。

○ 委員

現状をお聞きできたので、構いません。

○ 委員

続きまして、事務局から法人運営の部分についての説明をお願いします。

○ 事務局

(資料1及び3により説明)

○ 委員

事務局から法人運営の部分について御説明いただきました。ただいまの御説明に関しまして、委員の方から御意見、御質問などありましたらお願いします。

○ 委員

資料1の19番の人事に関する目標について、項目の順番を変えられましたが、(2)「人材の活用と育成」と(4)「専門人材等の活用」は連続していた方が良いと思います。(3)「公正な人事評価の実施」を(1)「柔軟な人事制度の構築」の後にするか、最後にするか。時系列的に考えると、柔軟な人事制度を構築し、多様な人材を活用し、育成し、専門人材も活用し、公正な人事評価をするという順番の方が良いと思います。(3)「公正な人事評価の実施」を(4)「専門人材等の活用」と入れ替えた方が自然な印象を受けますがいかがでしょうか。

○ 委員

私も同じように思いました。(2)「人材の活用と育成」と(4)「専門人材等の活用」とをセットにした方が良いと思います。

○ 委員

専門人材の活用をこれから推進されるようなので、(3)「公正な人事評価の実施」を最後にするると専門人材の活用が後回しになる印象を受けかねないと思うので、(3)「公正な人事評価の実施」を最後にした方が良いと思います。

○ 委員

専門人材の評価が難しいという御意見がありましたので、それを受ければ人事評価を(1)「柔軟な人事制度の構築」の後にして、(1)「柔軟な人事制度の構築」、(3)「公正な人事評価の実施」、(2)「人材の活用と育成」、(4)「専門人材等の活用」にすることも考えられますが、人事評価の実施については、専門人材にもかかる形にはなると思います。

○ 委員

専門人材の評価がしっかりできていないという問題意識から発生しており、公正な評価をするという意味合いだとしたら、(3)「公正な人事評価の実施」を最後にしても良いと思いますが、いかがでしょうか。

○ 事務局

現状専門人材の評価ができていないわけではありませんが、「柔軟」という文言のレベルまでは対応しきれていない状況だと認識しています。記載順序については、御意見をいただいたとおり、評価は最後に実施するので、(3)「公正な人事評価の実施」は最後にしたいと思います。

○ 委員

明確に公正か公正でないかの判断は難しいとは思いますが、努力目標的にすることも考えられます。

○ 委員

専門人材を人事評価するため、「柔軟な」という文言を追加し、評価体制を変えれば対応ができると思います。

○ 委員

それぞれの職種に関する人事評価をするという意味で良いと思います。

○ 委員

2館一体運営の効果について、第4の財務内容の外部資金あるいは経費の部分には記載がありますが、8ページの2「運営体制の強化」や4「事務等の効率化」には記載がありません。2館一体運営の効果がここにもあるのではないかと思います。経費の部分だけ強調するのか、2館一体運営を強調しないのか。2館一体運営については、経費のことだけではなく、事務や運営体制にも関わると思います。整合性をとるか、全体にかかる部分に記載しても良いと思いました。

○ 委員

私も同じように感じました。地方独立行政法人化で2館一体の効果があまりわかりません。

資料3の7ページ目第3の1(3)「様々な職種の職員による美術館運営」の記載は、学芸員、陶芸指導員及び事務職員等が一体となった組織体制という意味だと思いますが、文末に「一体的な組織体制を整備し、運営する。」とあります。ここに2館の一体的な

組織体制の構築も含まれていると思いますので、明記すべきではないかと思いました。その後を読むと、4「事務の効率化」の部分では2館一体運営の記載がなく、資金や経費の面だけに記載があります。結論はもちろん現場と県で決めることだと思うので、どちらが良いと言いたいわけではないのですが、法人化でどこまで効果を発揮させるのかを明確にした方が良いと感じました。

一方で、広報人材は2館共通と伺いました。人事や組織のあり方も2館一体でこそ効果が上がると意図している部分があると思うので、分かるようにすべきだと思います。実際には現場の声として一緒にできない部分もおそらくあると思うので、書きすぎて縛ることにならないようにすることも必要ですが。

○ 委員

2館一体運営について、外部資金と経費執行にだけ記載があると、コスト圧縮、コスト削減効果がメインと受け取られます。運営体制の強化や、オリジナリティがメインだと思いますので、そういう意味では他に入れる方が良い気がします。

7ページの「様々な職種による美術館運営」のところで、「学芸員、陶芸指導員及び事務職員等が」というのが主語になっていて、最後の「一体的な組織体制を整備し、運営する。」までかかっているとすると、学芸員が組織体制の整備にまで関与するよう見えるので、若干気になりました。

○ 委員

意味としては、一体的に協働できるような組織体制を整備し、運営する、ということだと思います。

○ 委員

主語は何になるのでしょうか。

○ 委員

主語はありませんので、入れることも考えても良いと思います。

○ 委員

2文に切り分けるのか、後ろの主語を明示するのか。意味としては、皆で運営していきましょうということだと思いますが、文章だけで捉えようとする、若干違和感があります。

○ 委員

御提案ですが、「2館一体運営による効果を発揮し、」という言葉の内容の細かいところでは削除し、資料2の3ページの「(第1期における基本的な方向性)」に記載してはどうでしょうか。ここに「2館一体運営の効果を発揮し」と記載しておけば、すべてにかかってきますし、第1期こそこの効果が発揮されることが求められると思います。9ページに記載されている部分は、すごく強調されてしまうので削除された方が良いと思います。

○ 委員

事務局としては、2館一体運営の効果という言葉はキーワードとして挿入されたいのでしょうか。特に9ページ目の2「外部資金の獲得」は「地方独立行政法人化を契機に」などにした方が良いと思います。

○ 委員

2館一体運営の効果の発揮は、全体的に求められることだと思います。9ページに記載されている部分はすごく目立ってしまい、他の項目では考えなくても良いと捉えられてしまいます。そうかといって、全てに記載すると重複感を覚えるので、前文などの全体的な部分に記載すると良いと思います。

○ 委員

経費削減が強調されるような印象を受け取られかねない印象はありますが、事務局としていかがでしょうか。

○ 委員

効率化は当然図られるべきということだと思うので、どのフェーズでそれを図るのか、明示すべきだと思います。

○ 委員

そうすると事務等の効率化の部分に記載すべきですね。

○ 委員

ここに記載がないことに違和感があります。

人事交流などで効果を発揮するのであれば、盛り込んだ方が良く、そうでなければ、あまり触れない方が良いと思います。現在は県の人事規程で運用していると思いますが、新たに法人の人事規程を作りますよね。

○ 事務局

現在は、作成に向けて整理をしている段階です。

○ 委員

3 ページ目の「(第 1 期における基本的な方向性)」の部分に、全体の事項として、2 館一体運営に関する記述をして、後半部分は文言を削除することはいかがでしょうか。

○ 事務局

できれば 2 館一体運営という言葉はどこかに入れたいと思っています。御提案いただいた内容で、文言が全体にかかるのであれば、県としても説明しやすいと思います。

○ 委員

3 ページの「(第 1 期における基本的な方向性)」に、例えば 5 つ目の事項として、「中期目標で掲げている各事項に関し、2 館一体運営による効果を発揮していく。」と記載すると、第 1 期の目標全体にかかると思います。

10 ページの「情報公開の推進」について、他の箇所だと、「～のために、～する。」のように、趣旨があってそれをするという形で記載されているため、「運営状況の透明性を確保し、法人の活動に対しての理解及び信頼を得るため」とし、文末は「公表するなど、情報公開を推進する。」とした方が読みやすいと感じます。

○ 委員

この部分はその方が読みやすいですね。文章をそのまま入れ替えるかは別として、修正を検討してください。

○ 委員

「運営状況」よりは、「業務運営の透明性を確保し、法人の活動に対しての理解及び信頼を得るため、法人の業務運営や財務内容などの情報を積極的に公表するなど」とした方が良いと思います。業務運営が 2 回入ることになるので少しくどいかもかもしれませんが、検討してください。

○ 委員

「法人の活動に対しての理解及び信頼を得るため、」を文頭に移動させる、「法人」を削除する、「公表するなど、」の「、」をとってつなげることでも良いかもしれません。

○ 委員

「運営状況の透明性」は削除して、「情報公開を推進する」のみとした方がすっきりするような気がしますので、検討してください。

○ 委員

2館一体運営の効果の文言の位置としては、事務局はどちらの方がよいですか。

○ 事務局

2館一体運営の効果は、地方独立行政法人化の施策決定に至るまでに、幾度となく使用してきたキーワードなので、記載したいですが、今は経費のところだけに記載されています。経費の効率化の面では強調したいですが、組織や人事にも関わることだと考えておりました。「(第1期における基本的な取組の方向性)」には法人運営について記載がなく、美術館運営だけとなっています。ここに記載するとどうなるかというところだと思います。

○ 委員

確実に2館一体運営の効果が見込める「経費の執行管理」の部分だけにし、「外部資金の獲得」には、記載しないとしても良いと思います。両方に記載があると経費と資金というお金のことだけの印象を与えかねません。

○ 委員

もしそうされるのであれば、8ページの「事務等の効率化」にも入れて良いと思います。

○ 事務局

委員からお話がありました、7ページの「様々な職員による美術館運営」の「一体的な」は2館一体というよりは職種間の協働のことなので、先ほどの表現の方がわかりやすいと思いました。

○ 委員

「一体的な組織体制の整備」の主語は、「学芸員、陶芸指導員及び事務職員」でしょうか。

○ 委員

文章的に主語ではない気がします。

例えば（２）は主語がなく、文末は「効率的・効果的な活用を図る。」なので、（３）もそういうことだと思って読みました。

○ 委員

「ために」で切れているから主語がないということだと思います。

○ 委員

事務局で表現を検討していただくということをお願いします。

○ 委員

資料３の８ページ「専門人材の活用」ですが、第１回で「強化するのは広報と資金調達という印象を受ける。学芸的な視点、教育普及・保存修復とか情報の面での強化なども明確化してほしい。」ということをお願いしていました。まだ足りない気がしています。「学芸員、陶芸指導員及び事務職員のほか」と記載されている学芸員に、教育普及、保存修復、情報などの専門的人材を含んでいるのであれば、明確化した方が良いと思います。一般の方は、学芸員というと、やはり美術品の研究員としか思わないことがあります。それを支えるために必要な分野が、教育普及や保存修復、国が進めようとしている情報化だと思うので、かっこ書きでも入れていただいた方が良いと思います。このままだと、広報、資金調達やアートマネジメントに精通した専門人材の活用を図ることが目立ちますので、もう少し基礎の部分も入れていただいた方が良いと思いました。

続けて、第４「財務内容の改善に関する事項」の１「収入の確保」について、この文中にある「ギャラリー運営」という言葉は、貸しギャラリー的なことだと思うので、展覧会運営と区別するよう、明確にした方が良いと思います。

○ 事務局

（４）「専門人材等の活用」について、教育普及・保存修復の御意見をいただいたため、学芸員の専門分野に応じて、教育普及や保存修復を包含した学芸員という言葉にしました。学芸員の専門分野を細分化して記載するというのも考えましたが、今の御意見を踏まえ、一旦表現は考えたいと思います。

○ 委員

教育普及の研究員、専門員、保存修復、ICT関係が学芸員に位置づけられるかは、各館で違うと思いますが、明確化することは、本当に重要なことだと思うので、再考いただければと思います。

○ 事務局

ギャラリー運営については、普段から使用している言葉を書いています。展示室の貸出のことなので、一般の人に分かりやすいよう、表現を考えさせていただきたいと思っています。

○ 委員

ギャラリーという言葉が愛知で展示室の貸出という意味で使うのは悪いことではないですが、誤解を招きかねない表現だと思います。

○ 委員

学芸員の表現を漏れがないようにしないとイケないと思います。一般的には、保存修復が学芸員に含まれるイメージがありません。

○ 委員

美術館によっては、学芸員に含む館もあります。「保存修復・教育普及等を含む学芸員」など、3つくらい挙げて「等」をつければ、職種を全部包含できるかと思います。

○ 委員

後の文章が資金調達や広報と具体的なので、全体を網羅するような「等」を付けつつ、いくつか小出しにしても良いと思います。

○ 委員

今の8ページのところですが、原案に学芸員、陶芸指導員と入れています。学芸員の枠の中に教育普及・保存修復・ICTなどが含まれるということですが、陶芸指導員をあえて分けている理由はありますか。陶芸指導員として採用しているのか、スタッフとして採用し、陶芸指導に適性がある方を配置しているのかも伺いたい。

○ 事務局

陶芸指導員は、学芸員とは違う職種です。実際には芸術大学等を卒業し、制作能力や一般の方への指導経験を積んでいることで、正式に陶磁美術館で採用した職員が1名います。愛知県全体でも陶芸指導員という職種はその1名だけです。そのため、学芸員とも明確に分けておりますし、事務職員とも違いますので、あえて学芸員と陶芸指導員と分けて記載しております。

○ 委員

教育普及や保存修復という専門性を持った方を専門官として募集して採用するのか、学芸員として採用してから専門能力によって分けるのかで、ここの記載は変わってくると思いました。人材の効果的活用と効率的活用があると思いますが、専門性を持って採用された後、キャリアによって職責が変わっていく場合があります。その場合は組織上、人事異動などの権限を組織上誰が持っているかにもよると思っています。例えば館長が本人の適性を見て、ある方向に進んだらどうかと助言できるかにも関わると思っていますので、そのあたりのことも踏まえた記載が考えられると良いと思いました。

○ 事務局

現状は、「陶芸指導員」として募集しています。常勤職員は1名ですが、非常勤職員の配置があり、独立した職種としています。学芸員は採用できる人数が決まっており、募集の際に専門職種を指定していますので、教育普及や保存修復の学芸員という呼び方をしています。そのため、教育普及の学芸員として採用された人の職種が途中で変わることはありませんが、職名は学芸員で統一しております。

○ 委員

専門職として採用している学芸員の内訳として、保存修復・教育普及以外の専門もありますか。

○ 事務局

西洋絵画や日本画、近代や近世などの分けがあり、教育普及と保存修復はそうしたカテゴリーとは、少し違う印象があります。

○ 委員

一般的な学芸員のイメージとしては、西洋美術や日本美術であり、保存修復と教育普及に関しては学芸員のイメージとは少し違う印象なので、保存修復・教育普及等と補足しても良いと思えます。人数が少ない陶芸指導員を特に記載しているのであれば、なおさらだと思います。

○ 事務局

現地視察の際にご覧になられたと思いますが、陶磁美術館には、展示室とは別に陶芸館があり、そこで展覧会や展示とは別の業務として陶芸指導員が来館者に教育普及、陶芸を教えています。

○ 委員

「専門人材等の活用」という項目なので、配置されている専門人材は全て記載しておく方が良いと思います。

○ 事務局

「専門人材等の活用」につきましては、前回御意見をいただいて、教育普及やICTなどの専門を加えることについて検討しました。その中で学芸員自体が専門人材であることは忘れてならないことを考え、教育普及だけを例示すると、美術史などの学芸員の部分が抜け落ちてしまうのではないかという危惧を感じました。そのため、中期目標においては、「学芸員、陶芸指導員、事務職員」と大きいくくりの職種を記載した上で、広報・資金調達・アートマネジメントについて例示しています。教育普及・保存修復をしっかりと実施することとあわせて、学芸業務、展覧会などもしっかりと実施することとして、「学芸員」という包含的な表現にさせていただきました。中期計画では、具体的な専門人材の配置について、記載する予定です

○ 委員

「多様な職種の学芸員」という表現はいかがでしょう。

○ 事務局

表現については再考させていただきたいと思います。

事務局としては、収集・保存・管理、教育普及などの学芸業務を総じて「学芸員」として中期目標に記載しました。

○ 委員

学芸員に保存修復の人も含まれていることはわかりませんでした。かなり狭い職種だと思っていたので、委員がおっしゃったように、かっこ書きで「各種専門職」と書いた方が伝わりやすいと思います。

○ 事務局

学芸員という採用枠としては一種類ですが、専門としては東洋、西洋などの美術史に関する分け方や、保存修復、調査研究、教育普及という幅広い分け方があると思います。専門分野を包含した表現にするため、例示はしていません。委員がおっしゃるように、学芸員を狭い職種として受け取られる方もいると思います。現時点では中期計画で具体的な専門人材を列記することを考えています。

○ 委員

愛知県のように大きな美術館では、教育普及や保存修復の専門官がいます。しかし多くの地方自治体の美術館や博物館には専門官がいません。教育普及の研究をしていない人が兼任することや、保存管理の方がいない館も多いです。そのため、美術館の歴史から見ると、専門性を持った人の配置が必要になってきたということ踏まえ、すでに配置されているということは偉大なことですが、そこもカバーすることを明記すべきだと思います。

○ 委員

専門性を細分化することは大事なことでありますが、細分化しすぎると、柔軟性に欠ける可能性があります。例えば、IoTを強化するため他の専門職の人数を減らして、ICT分野を増員することも起こりうるので、組織の時代に合わせた柔軟性という部分は、残しておいても良いと思います。館の規模によって、教育普及や保存修復の学芸員がいないこともありますので、総合的に美術館の仕事を理解して、より総合職的な人材を育てるという考え方もあると思います。それが人材育成の一つの成果でもあると思いますので、館の上席もいろいろな仕事をされる中で、部下にいろいろな専門職の人達が配置された時に、理解しながらバランスよく組織全体としての仕事の成果を上げることも必要だと思います。細かく書きすぎると必ず漏れると思いますので、ある程度柔軟に対応できる文章に工夫された方が良いでしょう。

学芸員という言葉自体を、博物館法で規定された資格という意味で使うのか、館として職員の専門性として使うのかで、意味合いが異なります。学芸員資格を持った人を採用するという条件制限をして、その中でどういう専門性をさらなる条件とするかだと思います。

○ 委員

県民から見ると、学芸員と事務職員の違いは分かりやすいと思いますが、陶芸指導員はかなり専門的な印象を受けます。この項目では広報担当や資金調達などの専門人材の活用というのが一番強調されたいことだと思いますので、前段の部分にあまりこだわらなくても良いのかもしれません。広報担当や資金調達の専門人材は学芸員と事務職員のどちらですか。

○ 事務局

学芸員とは別で採用することを考えています。カテゴリとしては事務職員ですが、ジェネラリスト的な事務職員ではなく、スキルを持った人材を想定しています。

○ 委員

非常に複雑な印象です。学芸員という言葉が単体で使っている場合もあるので、区別することとしたい方向性もあるわけですね。ここでは、後半部分の専門人材の活用のことと言いたいと思うので、保存修復や教育普及などそういう部分も含めた文言というのは、この項目以外でどこかに記載できないでしょうか。

○ 委員

前文の冒頭の箇所に「学芸員（美術史、考古、教育普及、保存修復等）」と記載していただいても良いのかもしれないですね。

学芸員資格の中には当然博物館教育理論もあれば、保存修復理論もあります。やはり専門的な研究をしてきた人が、館の専門官として配置されることが時代の流れであると思います。

○ 委員

陶芸指導員の業務は、教育普及の一環とは違うのでしょうか。

○ 事務局

広く見れば教育普及ですが、実際に窯を焚くことなど、技術的な能力が必要になります。教育普及を専門とするから配置換えで対応できるかということ、スキルが違いすぎるので、別の職種と考えています。

○ 委員

ここ以外で学芸員の補足が書き込めそうな箇所はありますか。

○ 委員

言葉の定義として、最初に出てくる箇所が良いかもしれません。

○ 委員

他に良い箇所があれば、そこにいろいろな職種の学芸員がいると記載していただくこととすれば良いですかね。

○ 委員

資料3の7ページの第3の(3)で「様々な職種の職員」と書いてありますので、ここが良いでしょうか。

人材は採用と活用と評価だと思いますが、美術館を運営していくために様々な職種の職員を採用して、運営にあたっていただいて、その中で専門人材等の活用につながっていくことになると思います。

もしくは、同じく7ページの3(1)の「多様な雇用形態」でも良いと思います。

○ 委員

ここはすんなりと読めた方が良いと思います。もう少し早い段階で定義付けできると良いと思いますので、事務局の方で検討してください。

○ 事務局

文中に定義付けをするか、(4)の中で学芸員の専門性を細かく書くかは、検討させていただきます。

○ 委員

それでは前文についての御説明をお願いします。

○ 事務局

(資料1から3により説明)

○ 委員

皆様から御意見、御質問があれば伺いたいと思います。

「障がい」の「がい」が、2ページでは平仮名、3ページでは漢字で記載されていますが、あえて分けられていないのであれば、修正してください。

2ページの「県立美術館は、」から始まる2段落目は、7行一文になっているので、3行目を「検討してきた。その結果、」などをつないだ方が分かりやすく読みやすいと思います。その後の「、」は取っても良いと思います。5行目で「等の効果が認められることなどから」という「など」の重複があるので、うしろの「など」はなしとしても良いと思います。「これまで築き上げてきた活動」は「従来活動」と短くしても良いと思いました。

○ 事務局

「がい」の使い方については平仮名で統一したいと思います。

○ 委員

1ページ目の小見出しについて、一つ目の「(愛知県における文化芸術振興の取組)」は本文と合っていると思いますが、「(美術館の設置・運営)」は、愛知県美術館機構の

設置運営なのか、一般的な美術館の設置・運営なのか、愛知県美術館の設置・運営なのか分かりにくいと感じました。小見出しをもう少し検討しても良いと思います。

○ 委員

こちらにも「愛知県における」を付けても良いと思います。

○ 委員

「背景と目的」などにされた方が良いと思います。御検討ください。

○ 委員

改行された箇所がありますが、小見出しがあるので、詰めた方が良いと思います。

○ 委員

質問が一つと希望が二つあります。資料3の2ページの2段落目の「県立美術館は」から始まる段落の3行目に「学芸員の活動内容の充実や活動範囲の拡大」とありますが、「活動範囲の拡大」というのが何を指すのか教えてください。

次に、この段落の最後で今回の目的を「利用者層の拡大や賑わいの創出を図ることとした」と締めくくられています。これだと、要はたくさん人が来るのが目的だと感じる人がいるのではないかと思いました。おそらく賑わいの創出は、美術館だけではなく、それに関わる地域社会の活性化を意図していると思います。そうであれば、例えば「利用者層の拡大や地域社会の賑わいの創出」あるいは「地域社会の活性化を図ることとした。」とした方が意図として伝わると思いました。

さらに、「(美術館を取り巻く社会状況と求められる役割)」ですが、一段落目の最後の方に、「障がいのある人への合理的配慮の提供など、美術館に求められる役割が多様化・高度化している」とありますが、「障がいのある人への合理的配慮の提供」だけだと、例えばバリアフリー化、アクセスの確保や情報の確保だけにかかるイメージがあります。ここは実際に愛知県美術館ではいろいろやられている実績もありますので、「障がいのある人への合理的配慮はもとより、包摂的なプログラムの提供」など、もう少しふくらみのある形で書いた方が良いと思いました。以上3点です。

○ 事務局

「活動範囲の拡大」につきましては、昨年12月に公表した地方独立行政法人化の効果の発表で触れたことであり、現状の公共的な制約により、活動範囲に制限がある点を、地方独立行政法人制度の導入により、公共特有の制約を外し、柔軟に活動できるということです。例えば対外的な執筆活動・講演活動などのことです。

「賑わいの創出」は、委員のおっしゃる指摘もあると思いますので、検討したいと思
います。

「合理的配慮」に関しましては、事前の御説明の際にも御意見があったところかと思
います。冒頭の主語を、「(日本国内の美術館を取り巻く社会状況)」と美術館全体にか
かる表現にしていますので、前文であり、理念的なこととして、バリアフリー化のみで
なく、包摂的なプログラムの提供も求められているということを記載することも考えら
れます。懸念としては、前文が理念的なものということを理解いただいている人以外か
ら、この部分を取り上げて、法人もやるべきではないかと指摘が入り、現場にプレッ
シャーになってもいけないと感じております。この点についても、事務局で検討したい
と思います。

○ 委員

その他よろしいでしょうか。

長時間にわたり様々なご意見を頂戴しました。

細かい文言の修正がありますので、事務局から各委員に御意見を頂戴しながら、再度
調整していただきたいと思います。

最終的なものは事務局から送っていただけるということでよろしいでしょうか。

それでは以上を持ちまして、第1期中期目標案に対する評価委員会の意見といたしま
す。

本日の議題はこれで終了いたしました。委員会の円滑な運営に御協力をいただきまし
てありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○ 事務局

委員の皆様には貴重な御意見をいただきありがとうございました。

次回の開催は11月18日火曜日もしくは1月16日金曜日を予定しております。後日
改めて日程と審議事項についてお知らせいたします。

本日はどうもありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人